

甲賀市信楽町勅旨における浸水警戒区域の指定について

○浸水警戒区域とは

- 「滋賀県流域治水の推進に関する条例」の第13条に基づき指定し、将来にわたって安心して住める水害に強い地域とするため、新築、増改築される住居の2階が浸水しないかなどについて、県が確認を行う区域のことです。
- 通常2階の床面高は地盤から3m程度であることから、200年確率降雨時に概ね3m以上の浸水が予想されるエリアを区域指定します。
- 区域の指定にあたっては、地域の方とともに、住民の避難を考える「そなえる」対策と、安全な住まい方に転換することにより被害を最小限に「とどめる」対策を実施し、「水害に強い地域づくり計画」を作成の後、関係者の理解を深めるプロセスを十分繰り返した上で、指定の手続きに入ります。

○信楽町勅旨での区域指定について

- 信楽町勅旨では平成28年度から地域の方々と取組を進め、令和元年度に避難計画を含む「甲賀市勅旨区 水害・土砂災害に強い地域づくり計画」を自治会が作成されました。
- 今年1月に開催した瀬田川地域安全協議会での協議や、条例手続きである区域案の縦覧、関係者意見聴取、滋賀県流域治水推進審議会での審議は実施済みであり、3月末までに指定する予定です。
- 指定後は、区域内で住居や社会福祉施設等を新築、増改築する際には、建築確認の前に浸水に対する安全性の確認のために滋賀県に許可申請する必要があります。建築確認申請が必要ない地区でも、区域内では許可申請が必要です。

